

# 出願書類作成説明書

## <1>書類作成上の注意

- 【注1】日本語以外の書類はすべて日本語訳を添付して下さい。また翻訳者名とその所属機関、電話番号を1枚ごとに明記してください。(本校で日本語の訳をする場合、翻訳料は2万円になります。)
- 【注2】書類は全て黒色ペンを使い記入してください。(青色不可) 修正不可、修正液の使用も不可。
- 【注3】提出書類の有効期限は3ヶ月以内のものです。「3ヶ月以内」とは在留資格認定証明書申請のため入管に書類を提出する日から遡っての期限です。
- 【注4】年齢は全て満年齢とし、正確な年齢を書いてください。電話番号は市外局番も記載してください。(携帯電話がある場合はその番号も記入)
- 【注5】過去に日本入国を申請したことがある出願者或いは不許可になったことがある出願者は必ず前回到申請したこと、不許可理由とその日時を告知してください。(この報告を怠ると在留許可が下りません。) また、再申請理由書も提出してください。
- 【注6】「写し」が必要な提出書類はA4版に統一してください。また入管に提出の際「縦・左上綴じ」でセットしやすいように作成してください。
- 【注7】記入の際あてはまる答えが無い場合は「なし」と書いて空白の欄が無いようにして下さい。
- 【注8】過去に来日したことがある人は必ず全て記入して下さい。記入漏れがあるとビザが許可されません。
- 【注9】当校の資料審査中、提出書類に内容の不備などで追加書類をお願いしたり、書類を訂正したりしなければならぬ場合がありますので、書類準備・提出は余裕を持って行ってください。
- 【注10】入学許可書発行後であっても、出願書類に虚偽の記載事項または偽造等が発覚した場合は入学許可を取り消します。
- 【注11】出願された書類は特に記載の無い場合、卒業証書の原本以外は返却しません。
- 【注12】入学願書に記載されたものと証明書の記載内容に矛盾がないようにして下さい。
- 【注13】「押印」の項目で印鑑を使用しない国の方は正式な署名を記入してください。

## <2>出願書類

### I) 出願者本人の提出する書類

#### 1. 入学願書 (指定用紙1/2~2/2) [自筆]

「②・③項氏名」漢字名の無い方は英字名だけで結構です。英字名は必ずパスポートと同じ表記で書いてください。

「⑤項：出生地」国名だけでなく市町村まで書いてください。

#### 2. 履歴書

「1. 学歴」・「3. 職歴」空白欄のないように漏れなく記載し、3ヶ月以上の空白期間があれば、その間の事情を説明すること。兵役・受験準備期間なども必ず記入して下さい。

学校・会社の電話番号、住所(番地まで)は忘れずに記入すること。入学・卒業した日付は卒業証書に記載のものと同じしていること。(大学は学部も記入)

「2. 日本語学習歴」学校の所在地・電話番号を記入すること。一週間何時間勉強して総計何時間で既習何時間であることを具体的に書いてください。

「5. 滞在費の支弁方法」月平均金額は6万円以上にしてください。

「6. 経費支弁者」年収はおよその金額ではなく端数まで正確に書いてください。(収入証明書に書いてある収入額を明確に書いてください)

3. 「留学理由書」とても大事な項目です。来日の動機、目的と必要性を本人が具体的に書いてください。(あなたの日本留学に対する気持ちを正直に出来るだけ詳しく書いて下さい。日本留学、大阪フロンティア日本語学校で学ぶことへの情熱がわかるよう、以下の手順にそって書いてみてください。)
- 一 簡単な自己紹介(学校での専攻、現在の職業を含む経歴、現在の状況等)  
留学目的と関連性の薄い事柄に多くの字数を費やす必要はありません。また、読み手がマイナスの印象を持つような表現・内容は避けましょう。
  - 二 日本留学の動機、目的と必要性(日本、大阪フロンティア日本語学校で何を学びたいのか、なぜそれを日本で学ぶ必要があるのか。それが今までの経歴と一貫性があるか、なぜ新しいことを始めることにしたのか、等詳しく)
  - 三 将来の夢(日本、大学・専門学校等で学んだことを卒業、帰国後どのように活用していく予定か等)
  - 四 現在留学のために努力していることはあるか。(日本語の学習、進学のために準備していること等)

4. 最終学歴の卒業証書**原本**(卒業証明書)または卒業見込み証明書

- a 卒業証書**原本**が無い場合は卒業証明書を提出してください。中国の場合は併せて教育部の認証報告を提出してください。(下記※1 参照)
- b 卒業見込みである場合、卒業見込み証明書が必要です。
- c 義務教育の修業年限が規定と異なる場合(中国の場合小学校が5年生だった場合など)、教育機関の説明書が必要です。
- d 入学時の年齢が規定と異なる場合(中国の場合は6歳、7歳以外)、保護者の理由書と小学校の入学説明書が必要です。

※1 (中国の方) <http://www.cdgdc.edu.cn/rzxx/index.jsp> のサイトから認証報告を申請してください。必ず中国語ではなく英語による認証報告を選択し、発送先は御自宅ではなく直接学校になるように選択してください。

大専、大学以上の方は学歴認証が必要です。普通高校卒業生及び“高考”(大学入学統一試験)、“会考”(高校卒業試験)を受験した方も教育部の認証が必要です。

5. 最終学歴の成績証明書(成績表)

学年別・全科目の成績が記載されているもの。学校印と責任者の署名がなされていること。

- a 大学在学中(または中退)の場合、大学の成績証明書と高校の成績証明書が必要。
- b 中退した学生は在学期間の証明書または退学証明書も必要。
- c (中国の場合)上記4のように高考・会考の受験者は認証報告が必要。

6. 日本語学習歴の証明書(a、b、cのいずれか)

a 「日本語能力試験」(略称 JLPT)(財団法人日本国際教育支援協会主催) N5 級以上の成績

b 上記 a と同等な公的試験の成績。

一 「実用日本語検定試験」(略称: J-TEST) F 級以上の成績。参照:(日本語) <http://j-tesut.jp/xp/>  
(中国語) <http://www.j-test.com/>

二 「日本語 NAT-TEST」5 級以上の成績 参照: <http://www.nat-test.com/>

三 「日本留学試験」(独立行政法人日本学生支援機構主催)日本語の成績

c 本国での日本語学習時間 150 時間以上を立証する書類(学校の修了証・成績証明書など。)

必ず出願時現在までの受講期間・総合学習時間数が記載されていること。週授業時数・一回の授業時間が何分かも記載されていれば尚可)

学校のレターヘッドを使用し、責任者の署名と学校印があるものを提出してください。

※a・b の成績は、不合格だった場合も、受験歴があれば提出してください。また、受験結果が申請締め切り間に合わない場合は、受験票の写しを提出してください。

※c の証明書は a、b の書類を提出する場合でも在学した日本語学校があれば、その学校からも取り寄せてください。(過去の経歴の証明になります)

※b の書類が以下に該当しない場合はc の証明書提出も必須となります。

- ・「日本語能力試験」N5 以上合格
- ・「日本語ビジネス能力テスト」(略称:BJT) J5 以上
- ・「日本留学試験」100 点以上

7. 写真 (3 cm×4 cm・三ヶ月以内撮影のもの・無帽・上半身)

同一のものを6枚(内1枚は「入学願書」に添付して下さい)裏面に名前、生年月日および国籍を記入して下さい。

古い証明書のものと同一のものにならないように注意して下さい。

8. パスポートのカラーコピー (保有者のみ)

顔写真ページと出入国歴の記載事項があるページのコピーを提出して下さい。

9. 戸籍謄本 (中国の場合戸籍簿写し、戸籍制度の無い国の場合出生地を証明する書類)

(中国の場合は以下)

- a 本人の学歴、職歴が記載されている頁の写しはもちろん、表紙・白紙の頁を含め全頁提出して下さい。
- b 戸籍簿の住所と現住所が異なる場合は臨時住所の証明書(「暫住証」等)を提出して下さい。

10. 出願者が社会人(在職中)の場合は次のいずれかの書類を提出して下さい。

在職証明書(会社員等の場合) / 事業証明書(会社経営者・役員等の場合) / 営業許可証(自営業者)

## II) 経費支弁者の提出書類

「経費支弁者」になるということは出願者が卒業するまでの期間、本人がアルバイトをせずに学業が続けられるように学費や生活費の金銭的援助を定期的に行うことです。原則として三親等以内の親族であることが必要です。

A 経費支弁者が日本以外にいる場合

1. 誓約書(指定用紙)[申請者本人と経費支弁者自筆](押印又は署名)
2. 経費支弁書(指定用紙)[経費支弁者自筆](押印又は署名)
  - a 出願者の両親以外が負担する場合支弁をするに至った経緯を詳細に書いて下さい。
  - b 生活費は現金を直接手渡しするという支弁方法では経費支弁者が支弁していることを立証することができません。学生名義の銀行口座を来日後に開設し、生活費を振り込む方法を取ってください。また学生納入金の月毎の分割払い等は認められません。定められた期日に一括で納入して下さい。
  - c 学費は67万円と記入して下さい。毎月の生活費は6万円以上の金額(入学願書の金額と一致させること)を記入して下さい。

3. 経費支弁者名義の預金残高証明書

2年コース約300万円、1.5年コース約220万円の残高が必要。預金金額に毎月の収入と矛盾が無いこと。  
(中国の場合「中国銀行」の証明書が望ましい。)

4. 預金通帳写し(カラーコピー・過去3年分)(中国の場合「中国銀行」のものが望ましい。)

a 資金形成の証明書または説明書が必要。

(通帳写しを提出した人でも場合により資金形成説明書が必要になります。)

b 有価証券・株取引の記録・カード明細・不動産所有権などがある人はそのカラーコピー

5. 次のいずれかの書類(中国の場合は併せて公証書も提出)

a 会社員等の場合は在職証明書

勤務年数・役職等記載。勤務先会社名が印刷されているレターヘッド用紙を使用して下さい。

b 会社経営者・役員等の場合は事業証明書を提出してください。

c 自営業者の場合は営業許可証カラーコピー

6. 所得証明書・納税証明書(年間総所得の記載されたもの。過去三年分のものが必要です)

a 勤務先が発行する収入証明書(年間総所得のわかるもの)

b 税務機関発行の納税証明書(年間所得のわかるもの)

※a・b共に提出のこと(税務署が発行できない場合はその理由説明書)

7. 経費支弁者と出願者の関係を示す書類(出生証明など、中国の場合は親族関係公証書)

親族でない場合はその関係を具体的かつ詳細に証明し、公的な書類等で立証して下さい。

8. 戸籍謄本(詳細は上記「出願書類」9の項目を参照)

B 経費支弁者が日本にいる場合

1. 誓約書(指定用紙)[経費支弁者自筆](実印捺印)

2. 経費支弁書(指定用紙)[経費支弁者自筆](実印捺印)

3. 預金残高証明書(原本・取引先銀行発行)

2年コース約300万円、1.5年コース約220万円の残高が必要。預金金額に毎月の収入と矛盾が無いこと。  
通帳のコピーやその資金の形成過程を立証する書類を求める場合もあります。

4. 次のいずれかの書類

a 会社員等の場合は在職証明書

b 会社経営者・役員等の場合は会社登記簿謄本

c 自営業者の場合は確定申告書

5. 経費(学費及び滞在費)支弁能力を証明する書類

総所得記載課税証明書原本等。約400万円以上の年収が必要。(複数名の経費を支弁する場合、または扶養家族の人数によってそれ以上の年収が要求されます。)

6. 出願者本人と経費支弁者との関係を表す書類(親族関係公証書)

親族でない場合はその関係を具体的かつ詳細に説明し、公的な書類等で立証して下さい。

7. 住民票（同一世帯に属する者全員の名前が記載してあるもの）、または外国人登録原票記載事項証明書（経費支弁者が在日外国人の場合）

8. 印鑑登録証明書

### Ⅲ) 経費支弁者が申請者本人の場合

1. 誓約書（実印捺印）

2. 保証人（原則申請者本人の三親等以内の親族）の誓約書（実印捺印）

3. 申請者本人名義の預金残高証明書

（預金残高が桁数のみの表示ではなく具体的な記載がなされている証明書。）

2年コース約300万円、1.5年コース約220万円の残高が必要です。

4. 経費（学費及び滞在費）支弁能力を証明する書類

（所得証明書、納税証明書等年間総所得の記載されたもの）

### 経費支弁者の提出書類

その他

この説明書の内容に当てはまらない方（企業や政府の奨学金で留学される方、在留資格取得済みの方等）は書類が異なりますので別途お問合せ下さい。

提出する写しは、原本を直接コピーしたもの（いわゆる一次コピー）に限ります。両面コピー等はしないでください。（また写真のみの提出は不可です。コピーを作成してください。）

コピーの余白には、写しを作成した日付、作成者の氏名及び申請人との関係を記載願います。

（例：写し作成日 2015年4月15日、作成者 大阪太郎、〇〇日本語学校職員）

コピーが繰り返されていたり、写し作成者が不明な場合には、偽造文書として疑義が持たれる場合もありますので、ご注意ください。